

## 褥瘡・創傷専門薬剤師 養成臨床研修実施要綱

### 1. 基本的事項

#### (1) 研修の目的

本研修は、褥瘡・創傷領域に必要な高度な知識、技能、情報の収集・評価、コミュニケーションスキル、臨床経験を修得させ、各地域において褥瘡・創傷領域に精通した薬剤師として指導的な役割を担う褥瘡・創傷専門薬剤師を養成することにより褥瘡・創傷の治療・予防水準などの向上を推進することを目的とする。

#### (2) 研修の実施主体

本研修は、一般社団法人日本褥瘡学会（以下、日本褥瘡学会）が運営する。

#### (3) 研修対象者

- ① 日本褥瘡学会の会員であること。
- ② 本研修は、原則として、褥瘡・創傷に携わる病院に所属する薬剤師、若しくは、薬局に所属する常勤薬剤師で、4年以上の褥瘡・創傷領域の実務経験を有する者を対象とする。
- ③ 本研修対象者は、一般的な薬剤師業務が行えることに加え、日本褥瘡学会 褥瘡認定師（薬剤師）または在宅褥瘡予防・管理師（薬剤師）を取得していること、またはその見込みがあるものとする。
- ④ 研修前に日本褥瘡学会が認定する褥瘡・創傷領域の実技講習会を受講していること。
- ⑤ 研修者の選定は、日本褥瘡学会 褥瘡・創傷専門薬剤師認定申請資格を参考として、日本褥瘡学会が行い、希望や居住地を考慮して研修を実施する施設を決定する。
- ⑥ 研修者として選定された場合には、所定の研修費用を納入すること。

#### (4) 研修期間

本研修の期間は4日間（4時間以上／日）とする。

### 2. 研修指導薬剤師

研修指導薬剤師は、研修施設に所属する常勤職員であって、原則として以下に掲げる事項をいずれも満たさなければならない。

- ① 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が4年以上あり、調剤業務、製剤業務、薬剤管理指導業務、医薬品情報管理業務、医薬品管理業務等に十分な

指導能力を有していなければならない。また、褥瘡・創傷専門薬剤師養成に必要なとする十分な知識と経験を有し、褥瘡・創傷の薬物療法に関連した学会発表や論文発表など、相応の業績を有することが望ましい。

- ② 研修指導薬剤師のうち、少なくとも 1 人は、原則として日本褥瘡学会が認定する褥瘡・創傷専門薬剤師でなければならない。
- ③ 研修施設に 1 名の研修総括薬剤師を選任する。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムおよび研修計画の作成、施設内関係部門との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括する。
- ④ 薬剤部門は、下記実技研修項目に応じて、専任の研修指導薬剤師を配置することが望ましい。但し、研修指導薬剤師が病棟において総合的な業務を行っている場合はこの限りではない。

### 3. 施設と設備

本研修を実施する施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

#### (1) 施設

- ① 日本褥瘡学会が認定している研修施設であること。
- ② 原則として日本褥瘡学会が認定する褥瘡・創傷専門薬剤師が 1 人以上常勤していること。
- ③ 褥瘡・創傷の治療について講義・指導するのに十分な資質を兼ね備えた医療者が勤務していること。
- ④ 褥瘡・創傷に関わる看護師、MSW 等の専門知識を有するスタッフが勤務していることが望ましいこと。

※本研修を実施する施設は、5 年ごとの研修施設更新申請時において、上記 (1) 施設の①から④を満たしていなければならない。ただし、上記を満たすことができない場合は、褥瘡創傷専門薬剤師を育成するための期間として、褥瘡認定師（薬剤師）が在籍している場合に限り、理由書を提出の上、次回更新までの保留を認める。

#### (2) 設備

- ① 本研修カリキュラムを遂行することのできる設備等が整備されていること。
- ② 褥瘡・創傷患者に対し、服薬指導を実施するための設備が整備されていることが望ましい。
- ③ 以下の診療報酬の施設基準を全て届け出ていることが望ましい。
  - ・ 薬剤管理指導料
  - ・ 病棟薬剤業務実施加算
- ④ その他、研修に必要な設備、書籍などの整備が行われていること。

#### 4. 研修施設への研修費用の支払い

研修施設へは、研修者決定後に日本褥瘡学会より研修費用を研修開始前までに支払う。

#### 5. 研修カリキュラムの内容

( 詳細は 褥瘡・創傷専門薬剤師研修コアカリキュラム参照)

研修は、日本褥瘡学会が認定する研修施設における実技研修、ならびに実技研修を補完することを目的とした講義研修により実施する。

#### 6. 評価の方法

- (1) 研修施設は、研修終了時に研修者の習熟度・到達度について、別紙判定票を用い評価する。
- (2) 研修施設は、(1)の結果をふまえ、研修者が研修の到達目標(褥瘡・創傷専門薬剤師コアカリキュラム)に達したと認められる場合、研修者に研修修了書を発行し、その写しを当会に提出する。
- (3) 研修施設は、研修者の研修終了が認められない場合には、別紙判定表における判定結果を当会に提出する。

\* 本実施要項は適宜見直しを行うものとする。

制定 2024年1月

改定 2026年3月